

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年6月17日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時23分 散会

## 付託事件

議案第68号，議案第69号，議案第70号，議案第71号，令和3年陳情第2号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第69号 指定管理者の指定について（児童遊園）
- ③ 議案第70号 市道路線の認定及び廃止について
- ④ 議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更について

### (2) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第2号 千波町東久保の風致地区の一部（低地部）を市所有地とすること等を求める陳情

## 2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（なし）

## 5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
建設部長	渡 邊 雅 之 君	建設部技監兼 建設計画課長	大 森 幹 司 君
建設部技監兼 道路建設課長	松 葉 光 隆 君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有 金 正 義 君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君	道路管理課長	丹 治 雅 人 君
河川都市排水 課長	大 山 裕 己 君	建築課長	大 和 田 聡 君

土木補修事務所 所長	川 又 弘 一 君		
都市計画部長	加 藤 久 人 君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	上 田 航 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	木 村 勤 君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大 和 直 文 君
都市計画課長	平 澤 俊 之 君	建築指導課長	井 原 孝 志 君
住宅政策課長	砂 川 和 敏 君		
上下水道事業 管 理 者	荒 井 幸 君		
水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君	水道部参事兼 水道総務課長	関 谷 勇 君
水道部参事兼 経 理 課 長	梶 山 哲 君	水道部技監兼 給 水 課 長	梶 山 学 君
水道整備課長	杉 山 健 一 君	浄水管理事務所 所 長	島 孝 夫 君
下 水 道 部 長	坪 貴 之 君	下水道管理課長	鬼 澤 英 一 君
下水道整備課長	小 田 博 之 君	集落排水課長	久 木 崎 隆 君
下 水 道 施 設 管 理 事 務 所 長	渡 邊 基 弘 君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱 島 卓 也 君	書 記	昆 節 夫 君
--------	-----------	-----	---------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

初めに、委員改選後、執行部の皆さんが出席しました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いをしたいと思います。

このたび、建設企業委員会の委員長を拝命いたしました綿引でございます。初めての建設企業委員会、そして初めての委員長職でございますので、委員の皆様様の御協力を賜りながら、また執行部の皆様のお知恵をお借りしながら、円満な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○滑川副委員長 おはようございます。

副委員長の滑川友理と申します。私自身も大変不慣れでございますが、初めての経験も多々ありますが、委員の皆さん、そして執行部の皆さんの意見を頂戴しながら円滑な議会運営を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○綿引委員長 次に、各委員の皆様お願いいたします。

○田口委員 しばらくぶりで建設企業委員会に来ました。田口文明でございます。よろしく。

○鈴木委員 おはようございます。鈴木宣子です。私も議員になって初めての建設企業委員会ということで緊張しておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員 行くところがないものですから、また続投になりました。松本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中庭委員 引き続きこの委員会に属することになりました中庭です。非常に緊張しておりますので、よろしくお願いいたします。

○小川委員 前期に続きまして、引き続きよろしくお願いいたします。小川でございます。

○綿引委員長 それでは次に、執行部から順次お願いいたします。

○渡邊建設部長 建設部長、渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 道路建設課長、松葉です。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森建設部技監兼建設計画課長 建設計画課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。

○谷萩建設部技監兼内原建設事務所長 内原建設事務所長の谷萩です。どうぞよろしくお願いいたします。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 生活道路整備課長の有金です。よろしくお願いいたします。

○丹治道路管理課長 道路管理課長の丹治でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大山河川都市排水課長 河川都市排水課長の大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大和田建築課長 建築課長の大和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○川又土木補修事務所長 土木補修事務所長の川又でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤都市計画部長 都市計画部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

○木村都市計画部技監兼市街地整備課長 市街地整備課長の木村でございます。よろしくお願いいたします。

○大和都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 泉町周辺地区開発事務所長の大和でございます。よろしくお願いいたします。

- 上田都市計画部技監兼公園緑地課長 公園緑地課長の上田でございます。よろしくお願いいたします。
- 平澤都市計画課長 都市計画課長の平澤でございます。よろしくお願いいたします。
- 井原建築指導課長 建築指導課長の井原でございます。よろしくお願いいたします。
- 砂川住宅政策課長 住宅政策課長の砂川です。よろしくお願いいたします。
- 荒井上下水道事業管理者 上下水道事業管理者の荒井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 伊藤水道部長 水道部長の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。
- 関谷水道部参事兼水道総務課長 水道総務課長の関谷です。よろしくお願いいたします。
- 梶山水道部参事兼経理課長 経理課長の梶山です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 梶山水道部技監兼給水課長 給水課長の梶山です。よろしくお願いいたします。
- 杉山水道整備課長 水道整備課長の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 島浄水管理事務所長 浄水管理事務所長の島と申します。よろしくお願いいたします。
- 坏下水道部長 下水道部長の坏でございます。よろしくお願いいたします。
- 鬼澤下水道管理課長 下水道管理課長の鬼澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 小田下水道整備課長 下水道整備課長の小田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 久木崎集落排水課長 集落排水課長の久木崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 渡邊下水道施設管理事務所長 下水道施設管理事務所長の渡邊です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 綿引委員長 それでは次に、当委員会の担当書記、お願いいたします。
- 綱島議事課長補佐 綱島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 昆書記 同じく担当書記の昆と申します。よろしくお願いいたします。
- 綿引委員長 以上で紹介は終わりました。

この際、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表(I)のとおり、議案第68号ほか3件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず執行部に提出議案の説明を求め、次に順次質疑を行いまして、明日御意見等を伺った後採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第68号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**綿引委員長** 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

初めに、議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○**上田都市計画部技監兼公園緑地課長** 改めまして、おはようございます。

それでは、始めさせていただきます。

水戸市議会定例会議案書①の21ページをお開き願います。

市議会議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例については、公園緑地課提出の議案第68号参考資料により御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による児童遊園の帰属に伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

次の2、改正内容につきましては、水戸市住吉町第5児童遊園のほか2児童遊園につきまして、当該条例に追加を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、令和3年7月1日を予定しております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第69号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、執行部から説明願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○**上田都市計画部技監兼公園緑地課長** 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、水戸市議会定例会議案書①の23ページをお開き願います。

市議会議案第69号 指定管理者の指定については、公園緑地課提出の議案第69号参考資料により御説明をいたします。

1、理由につきましては、新たに3か所の児童遊園について指定管理者に指定追加するものでございます。

2、管理を行わせる公の施設の名称につきましては、(1)水戸市住吉町第5児童遊園から(3)水戸市見川3丁目第1児童遊園までの3児童遊園でございます。

3の指定管理者となる団体の名称につきましては、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4、指定の期間につきましては、令和3年7月1日から令和8年3月31日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**綿引委員長** 次に、議案第70号 市道路線の認定及び廃止について、執行部から説明願います。

大森技監兼建設計画課長。

○**大森建設部技監兼建設計画課長** それでは、市議会議案第70号 市道路線の認定及び廃止について御説明差し上げます。

議案書①の25ページをお開き願います。

本案件につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づきまして、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものでございます。

ページを返していただきまして、別紙でございます。

左側の26ページからには、認定の対象となる14路線について、右側の中段の部分につきましては、廃止の対象となる1路線についての調書となっております。

今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が13本の増、延長で1,260.12メートルの増となりますので、路線の総数は7,694本の管理、それで総延長は228万3,724.54メートルの管理延長を管理することとなります。

また、28ページから35ページ目までが、それぞれの対象路線の位置図となっておりますので、御参照のほどよろしくお願いいたします。あわせて、認定となる各路線の実測図を参考資料として提出させていただいておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○綿引委員長** 次に、議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更について、執行部から説明願います。

松葉技監兼道路建設課長。

**○松葉建設部技監兼道路建設課長** それでは、議案書①の37ページをお開き願います。

市議会議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更につきまして御説明いたします。

令和元年9月24日議決された市議会議案第73号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の締結についての契約金額中、3億1,900万円を3億4,314万5,000円に改めるものでございます。

参考といたしまして、契約の相手方といたしまして、豊島・綿正特定建設工事共同企業体、代表者、水戸市千波町2806番地、株式会社豊島工務店、代表取締役、豊島太一郎。構成員といたしましては、ただいま申し上げた代表者のほかに、水戸市赤塚2丁目2029番地60、株式会社綿正工務店、代表取締役、小田木一義でございます。

増額といたしまして、2,414万5,000円でございます。

なお、内容につきましては、お手元にお配りしました道路建設課提出の議案第71号参考資料により御説明いたします。

お手数ですけれども、資料1ページを御覧願います。

3の工事概要のうち、(4)静的岩盤破碎49立米を追加したものでございます。

6の変更理由でございますが、掘削地盤中に硬質な岩盤が出現し、現地状況を考慮した静的岩盤破碎の工法を追加したため、契約金額を変更するものでございます。

2ページを御覧願います。

工事の位置図でございます。都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線のうち、赤色で表示しております箇所でございます。JR常磐線の南側に位置しております。また、黒斜線及び黒で表示してあります区間につきましては、別途施工中、施工済み区間となっております。

3ページを御覧願います。

平面図と縦断図となっております。赤で表示している部分が今回の工事箇所であります。仮設工として土留め、仮締め切りとあわせて掘削を行い、図面中段左側の断面図で表示しております現場打ちボックスカルバートを10.9メートル施工する工事でございます。

4ページをお開き願います。

4ページは土工平面図になります。工事の主な変更点といたしまして、当初土留め、仕切り内の掘削を行っていましたが、掘削深さ6メートルを超える辺りから岩盤が出現し、最終的に赤斜線で示す部分に岩盤が分布していた状況でありました。

5ページを御覧願います。

5ページの断面図に赤斜線で示す部分が岩盤の厚さを示しております。最大約1.5メートルの厚さを撤去する必要がございました。その岩盤の撤去ですが、周辺には鉄道と住宅地が隣接しているため、破碎による振動や騒音を抑える必要があるため、岩盤に薬剤を挿入し、その薬剤の膨張により岩盤に亀裂を発生させ、破碎時の周辺への影響を少なくする静的岩盤破碎工法を採用し、実施したものであります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第68号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

松本委員。

○松本委員 昨日も部長にちょっと聞いたんですけども、議案第68号から第70号までの3件が関連している。これは開発行為の中の児童遊園だというふうに思うんです。そうすると、どっちが先かという、素人考えからすれば、市道認定があって、そしてその中に公園があって、それを議会が認めていくというふうに私は思うんです。だけれども、この児童遊園条例の一部を改正する条例というものが先にあって、その公園を認めるということになるんですよね。その後には今度は市道認定が出てくるわけですよね。そうすると、開発行為で各部が全部詳細に審査して市道認定が上がってくるわけですから、間違いがないのは私も100%信じています。しかしながら、万が一でもこの市道認定がもしもできなかったとしたら、この児童遊園条例というものはどんなふうになるんですか。

ちょっとひねくれた質問になってしまっただけですけども、それでもう次に指定管理者が公園協会ということに決定していくわけで、どっちが先かという私も分からない。どういうわけでこういう順序になっているんだか、一度説明をいただければなど。私は素人ですから分かりませんが、市道認定があって、そしてそこに公園があって、そして指定管理者が決定されていく。もう公園も市道認定の部分も水戸市のものになってしまっていますよね。だから、万が一認定ができなかったと、仮に100分の1でも、万分の1でもあったとしたならば、この公園は人の土地を歩かなくてはならないことになってしまうのでしょうか。だからどちらが先かということが、もう私もよく分からないので、ちょっとその辺のところだけ説明をしていただければなどというふうに思います。こういうわけだからこっちが先なんだよと。素人感覚でそう思うでしょう。だから、卵が先か鶏が先かの話みたいになってしまうだけですけども、こういう場合には何でこの一

部改正条例が先になるのかな。それなりの理由があると思うんですよ。それを説明してください。

○**綿引委員長** 議案第68号についての質疑でございますが、関連であります第70号までに関して、その順番等について執行部から説明を願いたいと思います。

加藤都市計画部長。

○**加藤都市計画部長** ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日、松本委員から同様の御質問がありまして、この議案の順序の考え方を担当部署に確認いたしました。まず、条例改正が順位としては先に来ると。その次に議決を要するもの、例えば今回の議案であれば指定管理者であったり道路認定であったりというものが、その条例改正の次に続くという順番で議案の番号は振っているということでございますので、今回は児童遊園と市道認定という関係の中では、児童遊園条例が条例改正ということで番号が若くなっているということでございました。

○**綿引委員長** 松本委員。

○**松本委員** 児童遊園条例のほうが先だと、担当のほうではそうだというようなお話ですよ。それはそれで私も了解はしますけれども、ですから、万が一でも何かあって市道が認定ができなかったとしたらば、この児童遊園はどこから出入りすることになるんですか。指定管理者である公園協会が管理するわけでしょう。そういう意味で私は聞いたわけ。だから、水戸市の市道認定はされていなくても、道路は水戸市の名義だから水戸市が通って歩くのは自由だと、こういう解釈でいいんですか。どうなんでしょうね。もっともう少しと分かりやすく。

○**綿引委員長** 上田課長。

○**上田都市計画部技監兼公園緑地課長** ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、開発行為が行われた際に造られる道路につきましては、開発行為が完了したと同時にまず市のほうに帰属を受けることとなりますので、財産的には市の持ち物になっている、行政財産となっている状態です。その後、今回の件になりますけれども、水戸市道として認定していただいて番号がついていくというような形になりますので、その前段としても既に公園もそうなんですけれども、道路も公園も水戸市のほうに帰属は受けているという形になってございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 中庭委員。

○**中庭委員** まず、議案第68号について質問させていただきます。

これは、児童遊園の条例ですけれども、その中で特に今回見川3丁目第1児童遊園についてちょっと調べて、疑問点があったので質問したいと思います。

これが見川3丁目第1児童遊園の写真なんですけれども、ちょっと私疑問に思ったのは、地面がかなり固い。子どもたちがここで遊んでけがをするんじゃないかということを感じたんですけれども、この仕様というのはどういう仕様になっているのかお答えいただきたい。

○**綿引委員長** 上田課長。

○**上田都市計画部技監兼公園緑地課長** ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

私も児童遊園の現地は確認しているところでございます。児童遊園の地べた、いわゆる地面の仕様について



てでございますが、現在全ての遊園について石灰岩ダスト舗装というものをお願いしているところでございます。この仕様については、確かに山砂と比べれば地面が固くなるというようなところはあるのですが、学校のグラウンドと同等程度だということで、子どもが遊ぶに当たっての心配はないということで考えてございます。また、この仕様は雑草が生えにくいという仕様でございまして、今後の維持管理の面からも有効な仕様であるというふうに考えてお願いしているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この写真を見て分かるように、かなり地面が固い。今言ったように石灰で固められているということで、滑り台から降りて少しでも転んだら擦りむいてしまうということで、そういう点が非常に危険ではないかなと、けがしやすい仕様ではないかなと思ったんです。ほかのところもちょっと調べてみましたら、ほかの古いところなんかは全部山砂ですよ。それで、転んでもけがしないということになっているんですけども、その辺これは何かこういうふうに国から決められて、これでやりなさいというふうになっているんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

公園の地べたの仕様については、別に国のほうからこういうふうな形にきなさいという指導があるものではございません。あくまでも各自治体が考えてお願いしてやる、決めている仕様になっているということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 水戸市独自で決めた基準の下でやっているということなんですね。そうすると、いつ頃から始まったんですか。私の家の前が水戸市の公園で、砂なんかは入っていますけれども、転んでもけがしないような仕様になっています。芝も少し生えていますけれども、これだったら転んだらそのまま傷になってしまうということで、少しこういうやり方を改善したほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、いつからこういうふうな仕様になったんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどお話しとおりのんですが、実際に児童遊園が出来上がった後のまず維持管理というところを重点的に考えたところでございまして、先ほどお話しとおりの、まず雑草が生えにくいということでこれを使っていきたいと。水戸市以外の自治体においても、石灰岩ダスト舗装というのは広く使われている仕様でございます。水戸市としても、子どもたちに影響がないということはもう全国的に分かっていることでございますので、水戸市のほうでも採用いたしましてやっているところでございます。

いつ頃からということでございますが、3年ぐらい前から少しずつお願いをしてきました。まず開発事業者の方に石灰岩ダストをお願いしまして、多少お金がかかりますので、そういったことで受け入れてくれた事業者さんの児童遊園を見てきて、これならば子どもたちでも安全に使うことができるというようなことを見てきた上で、今年度からは石灰岩ダスト舗装について、どの児童遊園についてもお願いをしていくというような形で運びを始めたところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ごく最近から始まった地面の仕様なんですね。その理由というのは、一番大きな理由は経済的理由で草取りの回数が減ると、要するに草取りをしなくても済むかなということなんですね。今の答弁ではね。そうなると、やはり私は前の形のほうが良いと思うんですよ。皆さんも行けば分かりますけれども、かなり固いものになっていて、ちょっとでも擦り傷になってしまうということなので、これはぜひ改善して。

水戸市のほうで何か、これにするよという指示を3年前から出したという答弁でしたので、これ改善できないんですか。あくまでも水戸市の基準じゃなくてお願いするとか、前に戻すとかということはできないんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

現状、今実際に石灰岩ダスト舗装が使われている児童遊園が幾つもございます。その児童遊園の中でけがをしたというようなお話は1件も聞こえてきませんので、今後とも市といたしましては、石灰岩ダスト舗装というような形をお願いをしていきたいというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 かなりあれですね。強硬な意見ですね。要するに見直すことはない、あくまでもこれでやっていくということなんですけれども、じゃこれはどれぐらいの箇所数になっているんですか。全体の何%ぐらいなの。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

全体の箇所数につきましては、すみません、ちょっと把握しているところではございません。

〔「大体でいい、大体何割ぐらいなの」と呼ぶ者あり〕

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 今お話したとおり3年前ぐらいからということでございますので、最大であっても30個ぐらいだとは思いますが、まだそこには達していないというふうに考えてございますので、大体30ぐらいということでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 幾ら言っても平行線みたいなので、私はやはり子どもの安全、安心、これが一番大事だと思うんです。だからそういう点で言うと、例えば3年間で30の児童遊園がそうなったとすれば、まだ割合としては少ないですよ。95%ぐらいは以前のようなんですけれども、これはやめたほうが私はいいんじゃないかと思うんですけれども、どうなんですかね、これ。課長はもう頑としてやると。私の意見は考えないということなんですけれども、部長どういうふうにすればいいの、これ。

○綿引委員長 中庭委員、同じ質問の繰り返しになっていますので、執行部側の答弁としては管理面と安全面のバランスを取って、他自治体の様子を見ながら、今のところ特段の事故も起きていないというところでやっていますので、御意見としては伺いますけれども、同じ質問であればこれ以上ちょっと避けていただきたいです。

○中庭委員 ただね、これはやはり私は見直したほうが良いと思うんです。執行部側も頑としてやると、

3年前からやっていると言っているんだけど、私は危険性があるんじゃないか、子どものためにとってよくないんじゃないかということで、やはり見直す必要があるんじゃないかと思うんですよ。

○綿引委員長 安全面の管理も含めてということで答弁をいただきたいと思います。

加藤部長。

○加藤都市計画部長 御質問にお答えいたします。

開発行為で事業者さんに造っていただく児童遊園については、水戸市のほうで整備の基準というのを定めておきまして、その中で上田課長が答弁したように基本的にはダスト舗装ということにはなっておりますが、それは維持管理面と事業者さんの費用負担ということで、費用面も考慮しての仕様になっております。今後は安全性というものを他市の事例もよく調査して、もう少し舗装の選択肢を増やすような方向で検討をしていきたいと考えております。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第68号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第69号 指定管理者の指定について（児童遊園）について、質疑のある方は発言を願います。  
松本委員。

○松本委員 開発行為の中の公園の管理なんですけれども、やっと過日の16日頃、市報で自治会カードの協力事業者の募集が始まるというのが出ましたよね。あれは私が本会議でもお話をしたんですけども、自治会会員は現在50%強ぐらいだと思うんですよ。ですから、ここに家を建てて住まれる方は町内会に入っていたきたい、こういう要望をここを販売をしていくそれぞれの業者さんにもしていただければというふうに思います。そして、この管理の面についても、あくまでも公園協会ばかりに頼るんじゃなくて、公園里親事業とかいうのがありますよね。そういう手法でもってその維持管理というのかな、町内の利用される方々に管理運営もある程度やっていただかなければ、公園協会としての負担というのはますます増大していってしまう、このように思うんです。ですから、その辺のところをどこがどういうふうな方法で販売していくのか分かりませんが、要するに販売元に、ここにお住まいになる場合はぜひ町内会に入っていたく。でなければ既存の隣接の町内会に入る。町内会に入っていたくということが前提であろうというふうに思います。そして、そういう管理面についても、利用される町内の方々に、補助金まではなかなか難しいだろうと思うんですけども、本来ならば公園協会じゃなくて町内に多少なりとも草取り、手間賃、お茶代ぐらいは出しても、町内会で管理運営なんかもやっていただいたほうが私はいいのかなというふうに考えているんですけども、この辺の考え方について上田課長のほうで何かありましたら答弁を願います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 だいたいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

まず、町内会の勧誘と愛護会の参加というコラボレーションみたいな形になるかと思うんですが、こういった案件については、まず町内会の勧誘という市民協働部の観点もございまして、他の部にも及ぶことですので、今後そういった御意見を踏まえて何かしらやっていける方法があれば、私どもとしても愛護会は増

やしていきたいという思いがございますので、何らかの検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、市としては愛護会による公園の環境美化活動には積極的に関わっていただきたいという考えを持っているところでございます。現在、児童遊園の数が年々増えておるところでございます。特に新たな帰属を受けたものについては若い世代の方たちが参入してくるということが予想されますので、そういった人たちに、新たな町内会なのか既存の町内会なのかなかなか分からないところではございますが、あわせて愛護会への勧誘も含めて、何かいろいろ検討を進めていければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○綿引委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

○鈴木委員 この児童遊園なんですが、まず今現在水戸市内に幾つあるのか教えていただきたいのと、あと仕様書の中で、この草刈りについては大体どういう周期とかスケジュールで行っているのか教えていただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

現在、水戸市においては児童遊園数は288か所ございます。今回お認めいただければ3か所追加されるので、291か所ということになります。

それともう一つ、草刈りの頻度でございますが、これは各公園によってまちまちでございます。地元で管理している愛護会の人たちがどのくらいの頻度でやっているのかということもございまして、そういったところがない児童遊園については事前に地元の方からちょっと草刈りをお願いしたいというような電話が入ってくるわけでございまして、そういった中で対応しているところでございます。ですので、定期的に年間一つの公園で何回というようなことはちょっと決められていないような状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、地元管理というのは大体どのくらいあって、事前に電話があつて草刈りに行くというのはどの程度あるのか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えいたします。

草刈りの頻度でございますが、月1回やるところもあれば、2か月に1回ということもございまして、どこの児童遊園も等しく同じような管理をしているというわけではないのが現状でございます。やはり児童遊園といえども地域の利用頻度も違うところもございまして、やはり草の管理、草を刈る状況もやはり地域によって違ってくるところでございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体どの程度あるのかというお答えがなかったんですけども、私も車で走っておりますとやはり草がかなり生えているような児童遊園も見受けられるんです。地域の方が積極的に市のほうに連絡を入

れていただければ管理していただけると思うんですけども、なかなかそうして先頭を切って電話をするという方もそうそうないかなという児童遊園も見受けられます。そういうところで親子で遊んでいらっしゃるのもお見かけしたことがあります。その点についてはどのように考えていらっしゃるのかお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

草が生えているところで家族連れが遊んでいるという状況があるということでございます。まさにそういう御家族の方から市のほうに連絡が入ったとき、それがうちとしては愛護会結成のチャンスというふうに逆に捉えているということもございまして、そういった草が生えているところというのはやはり愛護会が結成されていないという現状があるかと思えます。そういったときに遊んでいるお母さんやお子さんたち、そういった草が生えていて遊びづらいというようなことが水戸市役所なり公園協会のほうに連絡が入ってきたまさにそのタイミングが愛護会を結成いただけないだろうかというような機会の一つとなるということもございまして、そういったときに愛護会を結成ができるのかどうかちょっと検討していきたいというものととも、それが無理な場合はやはり定期的に草刈りをしていきたいというふうに考えてございます。

○綿引委員長 直近の問合せの件数とか実施の件数とかというのは今分かりますか。——分からない。

鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

じゃ私も見かけたときはぜひお話ししていきたいと思います。

あともう1点は、このコロナ禍で水戸市公園協会が管理をしているということで、各遊具について殺菌消毒とかそういうところは全然考えていらっしゃるんですか。

○綿引委員長 コロナ禍の状況を踏まえて。

上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

コロナ禍による遊具の殺菌というような意見だと思えますが、現状といたしましては市内の遊具はかなりの数がございます。率先して公園協会なり市のほうで遊具の殺菌、消毒をしていることはございません。

以上でございます。

○綿引委員長 よろしいですか。

中庭委員。

○中庭委員 私は2点ほど質問したいんですけども、1点は公園協会に管理が委託になって、草が生えたと草取りを行うというということになってはいますけれども、いずれにしてもそういう中でやっている方がかなりパート・アルバイト、要するに非正規の労働者が働いているということです。聞くと最低賃金ぎりぎり、でなかなか暮らしが大変という意見、要望が出されたんですけども、今はその改善というのはされたのかどうかについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

労働条件の改善というところでございますが、まず臨時職員の時給につきましては、今年度から昨年度に比べて20円アップしまして880円でやっているということございまして、そういった意味では少しでも労働条件の改善にはつながっているというふうに考えてございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 臨時職員は何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 御質問にお答えいたします。

臨時職員の数でございますが、全部で22名でございます。これは植物公園のほうも含めてでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 この暑い中本当に苦勞して草取りをしている方が、20円アップして880円になったわけですが、最低賃金ぎりぎりなので、引き続き労働条件を改善していただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、私の家の近くの桜川団地公園にもトイレがあるんですけれども、このトイレがかなりずっと放置されて古くなっているままでなかなか使用しにくいという、もうできてから50年ぐらいたっているのかな。そういうトイレの改善なんかはあるんですか。そういう計画はあるんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

トイレの改修計画ということでございますが、公園に設置しているトイレについては老朽化対策をしているところでございまして、それについては長寿命化計画というものを策定して、順次改修しているところでございます。中庭委員から御質問をされた桜川団地橋児童公園かと思われませんが、こちらについては2ヘクタール以下の公園ということで公共施設等適正管理推進事業債という起債の対象で工事を行って、トイレの改修を実施するというようなことになりまして、こちらについては予算の関係もございまして、年次的に順次、長寿命化計画に基づいてやっているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 具体的にはいつ頃改修計画があるんですか。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現段階では具体的な年度はちょっと申し上げることはできない状況ではございます。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 一刻も早く改修していただきたいと、50年以上たつて本当に古いトイレのままになっているので、ぜひ改善していただきたいと思います。

これで終わります。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第69号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第70号 市道路線の認定及び廃止について、質疑のある方は発言をお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 市道路線の認定の中に見川306号線がありまして、ここは市民農園で非常に近所の方も使っていたんですけれども、この農園が今度、団地造成でかなり——ここは幾つぐらいの戸数ができていくところなんですか。この見川306号線に関して行われる団地造成というのは何戸ぐらいなんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

議案書①の32ページ、見川306号線の件と承りました。こちらのほうの開発行為は全部で19区画の団地造成という形になったものでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 市民農園がこの団地造成によってなくなるという場合に、例えば市民の皆さんから近くに農園を確保してほしいなんていう意見もあるんですけれども、そういうものはあまり団地の開発には関係ないということなんですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

あくまでも開発行為という手続の中では、団地造成を目的として申請をして整備をして、そういう意見があったものについて移管をされるというような形でこちらのほうに帰属をされているのが今の実態だと思います。委員のお話があったように、以前は市民農園だったというようなお話もあって、それはその当時の所有者が多分地元のためにこういう形で使ってほしいという手続をして、周辺の市民の方に貸出しとかを行ってやられていたのが市民農園だというふうに私も認識してございますけれども、何らかの事情により、その土地を売買したのか分かりませんが、途中で自分の土地の利活用を図るために手続をして、今回申請のあった方の前の名義の方が何らかの事情でそれをおやめになって、今回の開発に至ったというような形で私のほうでは認識しております。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、議案第70号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第71号 都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線道路新設（2工区）工事請負契約の変更について、質疑のある方は発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 これは赤塚の西側の常磐線を含めるところですね。それでこの図面を見ますと、岩盤があって、この岩盤を取り除かなければボックスカルバートが入れられないというような説明でしたね。取り除くためには、薬を入れて岩盤を砕いていく。普通爆破とかなんかでこれやってるでしょう。そういう手法じゃなくて、そういう薬があって、これだけの岩盤を削るのには、何か所ぐらい穴を開けるのか。これに対する予算は約2,400万円だったと思うんですけれども、それによってボックスカルバートを入れる前には下にコ

ンクリートか何か塗るんでしょう多分。今までも市ではそういう方法で岩盤を砕いたことありますか。私はあんまり聞いたことなかったんで、だからどのぐらいの深さ、大きさを穴を開けて薬を入れるのか。ちょっとその辺を御説明をいただきたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

今回の静的岩盤破碎なんですけれども、岩盤に直径42ミリメートル、深さが1メートルほどの穴を開けて、大体岩盤の固さによって穴を開ける数とか間隔とかは決まってくるんですけれども、今回は大体42センチメートル間隔で穴を開けたという状況です。こう蜂の巣状じゃないんですけれども穴を開けて、その中に水で浸した薬剤を挿入すると。そうすると、大体12時間以上たつと薬剤が膨張して亀裂が発生するというような工法を採用させていただきました。

あと、市内でこの工法でほかにやったことがあるかどうかという御質問については、まず道路ではちょっとないのと、ほかの課については私のほうではちょっと認識がないということで申し訳ございません。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 そしたら、42センチメートル間隔で1メートルの穴を開けて、そこに水みたいな薬を入れていく。そうすると数というのは何か所ぐらい開けることになるの。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

すみません、数まではちょっとすぐに出てこなくて申し訳ございませんが、全体の岩盤の量としては、200トン以上の岩盤を全て取るという状況でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、普通に見ると右側のほうが高いですよね。高いほうでも1メートル、図面向かって左側のほうが低いんだから1メートルやる必要はないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それは細かい話なんですけれども、数が分からないということで何か所なんだかね。後で委員長のほうにでも報告しておいてちょうだい。何か所ぐらい穴を開けてそういう処置をしたか。そうすると入れてどのぐらいの時間と言ったんだっけ。

〔「12時間以上」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 12時間たてば自然とその岩盤がひび割れか何かして破壊していくということ。簡単に取れるということ。そういう薬があるの。じゃ今までもそういうことは水戸市はやったことがあるのかな。私も初めてなものだからよく分からないんだけど、水戸市としても新しい手法と考えていいんでしょうかね。こういう岩盤の崩し方。周りが人家だからこれが一番いいんだろうというふうに思うんですけれども、別にその音がでかいとか、ひび割れするときに振動がするとか、そういうことではないんでしょう。周りの住民に迷惑をかけるようなそういうことはない。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

委員がおっしゃるとおり、最初に薬剤を入れて膨張して壊すことによりまして、その後またブレーカーを



絶対使わないというわけではなくて、ある程度壊した後の搬出等にブレーカー等は使います。しかし、最初から何もしない岩盤を壊すよりは周辺の影響が格段に低くなるということで今回は採用しております。また、この岩盤の固さなんですけれども、一般的なコンクリートよりも3倍ほど固いという状況が地研の結果が確認されたので、当然ブレーカーでも全然歯が立たないということで、この工法を採用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○松本委員 参考までに、この市役所の庁舎の岩盤というのはどうだったのよ。建築課長さんあたり分からないの。岩盤までくいは届いているんでしょう、この庁舎というのは。だからその固さもコンクリートの3倍の固さと言ったんですけども、ここの岩盤というのはどうなのかな。分からないなら後でいいけれども、これも正副委員長に言っておいてちょうだい。

○綿引委員長 じゃ後ほど教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員。

○鈴木委員 私のほうからは、ボーリング調査とかそういうのを事前に行ったときにどうだったのか。想定されていたのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

やはりこれだけの構造物を造る場合は、ボーリング調査というのを実施しております。その中で、土の中の固さとか地下水の位置とか土の形状とかを判断するんですけども、今回もその調査を下見して、岩盤の存在はある程度は確認できておりました。しかしながら、ボーリング調査は大体10センチメートル以下の穴で調査するものですから、それがどの辺りまで分布しているかというのは実際のところ把握できない状況でありましたもので、やはり今回の工事により掘削してその範囲が分かったという状況でございます。

以上でございます。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 2,400万円という金額が増額ということで、その辺のところはどうだったのかなという思いは残ります。やはり市民の皆さんの血税ですので、今回新しい静的岩盤破碎という方法で行われるということなんですけれども、この2,400万円の算出根拠というか大体どの程度の液を使うのかとか、その辺のところ分かれば説明いただきたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの鈴木委員の御質問にお答えします。

使った量とかなんですけれども、先ほど松本委員のところでも数とかというのと同じで、数量等ちょっと把握できていないところもあるもので、誠に申し訳ございません。ただ、岩盤の量としては200トンあったと。ボリュームに換算すると約49トンの岩盤を今回撤去したという状況になっております。

よろしく願いします。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

最後に、この工期が一番下に書いてあるんですけども、この工期については、コンクリートの3倍の固さのものが出来たということで、どの程度遅延するのかお聞きしたいと思います。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回の2工区の工事につきましては、やはりその岩盤の対策に日時を要しましたことから、全体的には4か月ほど工期のほうが遅れるということが生じまして、今現在7月末までの工事で現場のほうは進めているという状況でございます。

以上です。

○綿引委員長 よろしいですか。

ほかに。

小川委員。

○小川委員 同じく関連なんですけど、ただいま工期についても本年度の7月までという状況。それについてもかなり遅れております。先ほど各委員からも出ましたように、周辺の住民から苦情もいろいろ上がったんですけども、いつまでに終わるんだろうと、あまりにもかかりすぎるだろうという。これはJRとの問題もございまして、なかなか効率的には難しい面もございまして。

この岩盤についても、先ほど鈴木委員からも出ましたように本来はボーリングをしているわけですから、これだけの工事面積から見ると、岩盤だというのははっきりと明確に分かるわけですよ、はっきり言って。

通常一般的にこの辺で見られるのは砂岩。例えば泉町のトンネルの場合は岩盤も出てきます。ただ、通常こうやってみると一般的には砂岩が多いという。ただし先ほどの説明の中でかなり硬質な花崗岩だか何だか、それについては分からないけれども出てきたと。そして工法は、先ほど聞きましたように周辺に住居もあるし、破碎等においては薬品を使ってやるということは分かりました。ただし、今後において、やはりここに記載された期間内に工事が終わればなと地域の方も望んでおります。そしてまた、強い要望も出ると思えますし、その辺を十分踏まえて、そして事故のないように早期に終わらせていただきたいなとこう思います。これは要望のみで。予算の面から2,400万円、本当は多大なと言いたいところだけでも、この辺で期間内にできるだけ事故のないよう作業を進めていただきたい。そして、終了させていただきたいという要望のみで終わります。

以上。

○綿引委員長 早期完成の御要望ということで。

中庭委員。

○中庭委員 私のほうからは、まず第1点は、この工事については住宅が密集しているところで行われるということで、私も地域を訪問しますと、本当に騒音とかあるいは振動とかということで、ドアが開かなくなってしまうとか、いろいろ苦情が出されておりました。今回この岩盤に穴を開けて注入するということで、そういう点の騒音が出たと思うんですけども、騒音については住民の皆さんから苦情が来たのか来なかったのか。また苦情が来たとすればどういう対応をしてきたのか、このことも含めてお答えいただきたいと思えます。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の岩盤を撤去する際の静的岩盤破砕の関係で、岩盤に穴を開けるという形でドリルを使用いたしました。使用したドリルの騒音等については、ちょっと申し訳ございません、数値までは把握はしていないんですけれども、ドリルで大きな岩盤に穴を開けるという工事の中で、一般的な工事の騒音程度で現場のほうは作業ができたのかなと思います。その関係で岩盤破砕に関しての苦情等はございませんでした。

以上であります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 住民の皆さんから、ドアが開かなくなってしまった、戸の閉まりが悪くなってしまったというのは実際出ているんです。それは皆さんもつかんでいると思うんですけれども、それについてはきちんとした補償をしていただきたい。補償というのはきちんとこれまでも対応はしていらっしゃるんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、今回の2工区もそうなんですけれども、継続的に工事は進めております。その中でやはり工事に隣接する家屋に扉が開きづらくなった、もしくはブロック塀にひび割れが入ったというような報告は、地元より伺っております。あと、隣接家屋につきましては、今回工事の着手前に家屋の事前調査というのを行っておりますので、今後工事が完了しましたら家屋の事後調査を行いまして、被害状況を把握して権利者と協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ工事が終わった段階できちんとした補償を行えるように要望したいと思います。そして2つ目の質問は、先ほどの答弁では、この静的岩盤破砕によって4か月間の遅れが生じたということなんですけれども、この道路そのものの完成年度は延びちゃうんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

確かに岩盤破砕の対策に日時を要しまして、やはり4か月ほどの遅れが生じております。しかしながら、引き続き行う工事の進捗管理を徹底しながら、また継続的な工事内容、工程管理を詰めていきながら、まずは令和4年内の完成を目指して、現場のほう努力しているところでございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 住民の皆さんはやはり早く開通してほしいと。非常にあそこの踏切で交通渋滞になっていますので、早めに工事を完成してほしいという要望は非常に強い地域なんです。ですから、そういった意味では、令和4年中という、来年の12月までには完成するというので工事は進めていくということで確認したいんですが、それは大丈夫ですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

やはり土の中の工事なので、不測の事態というのはこれからも考えられるところでございます。ですが、

引き続き目標の令和4年内に工事を完成したいなということで、引き続き工程管理を詰めながら、またそれ以前に状況が分かれば、前の工事の状況なども対応しながら次の工事に生かして工程のほうを詰めて、令和4年の完成を目指していくと考えています。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 ぜひ令和4年中の完成をよろしくお願いします。

それで、残りの工事は今どのくらいあるんですか。要するにこの工事が終わるとあとどのぐらいの工事があって、総額ではどのぐらいの費用になるのか。そこをちょっとお答えいただきたい。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今現在工事のほうは4か所しているんですけれども、それ以外に今年度予定しています工事は、常磐線の南側の道路の改築の工事と、国道50号の交差点改良工事を予定しております。また、照明灯の設置工事ということと、アンダー部分の冠水対策工事、今後4件の工事を予定しております。

総額については、予算であります約3億6,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○綿引委員長 中庭委員。

今回の案件内の御質問でお願いいたします。

○中庭委員 そうすると、総額で言うと3億6,000万円なんですか。

○綿引委員長 松葉課長。

○松葉建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

大変申し訳ございません。

総額は、38億2,000万円で、残事業費の合計が3億6,000万円ということです。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 これ本会議なんかでも何回も取り上げられている問題なんですけれども、赤塚駅西線が完成しても取付部分、要するに赤塚中学校の前だとか、県道玉里水戸線だとかが本当に狭くて、そして歩道もない。子どもたちにとっても非常に危ない場所にますますなってしまうですね。その点の安全対策もあわせてしっかりやっていかなければ、開通はしたけれども通行がどんどん増えて交通事故が頻発ということになってはならないと思うんですけれども、県道玉里水戸線、それから赤塚中学校の通学路の安全対策、これは同時にやはり道路建設課としてもきちんと進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○綿引委員長 御要望ということでよろしいですか。

○中庭委員 いや、ちょっと答えてほしい……

○綿引委員長 これ2工区工事に関する質疑を行っておりますので、周辺の道路あるいは環境整備に関しては本会議場で。

○中庭委員 これは大事な問題なんですよ。

○綿引委員長 大事な問題なんですけれども、ですから……

○中庭委員 その点ではここでやはり答えてもいいじゃないですか。答えてはならないというのはどこにあ

るの。

○綿引委員長 今議案第71号についての質疑を行っておりますので、それに付随するものに関しては……

○中庭委員 この問題でやっているわけです。大事な問題なんです市民にとってみれば。それについて聞くのは当然じゃない。答えてもらうのも当然。何でそれを委員長が駄目にするの。

○綿引委員長 それが議会のルールです。

[発言する者あり]

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

今回の工事を行っている赤塚駅西線が開通しますと交通量が相当増えるということで、その接続の先となる赤塚中学校のところ、県道玉里水戸線に接続するような道路になるものですから、確かに危険度が増すのではないかという御心配は十分認識しております。そういった意味で地元からも、地元町内会の会長さんをはじめ、そちらの安全対策についての要望書が前にも出されておまして、私どもとしては、茨城県の管理する県道ということで、県に対して、早期の拡幅とかをあわせた整備要望のほうを行っているところでございます。

ただ1点、現地の状況的に国土調査がちょっと入っていない区域がございまして、地権の関係でいろいろかなり素直に進められないような状況もあります。公図の整理などの手続もあわせてできるように関係各所に要望して、なるべく早く道路の整備に着手ができるような露払いをやっているような状況です。御心配の部分は十分認識しておりますので、引き続き、県と連携しながら早期に安全が図れるように要望とか活動をしていきたいと考えております。

○綿引委員長 よろしいですか。

ではないようですので、議案第71号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、提出議案の質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会させていただきたいと思っております。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時23分 散会